個人情報保護方針

社会福祉法人鶴見あけぼの会

鶴見あけぼの保育園

矢向あけぼの保育園

あけぼの共同保育所

　社会福祉法人鶴見あけぼの会、鶴見あけぼの保育園、矢向あけぼの保育園及びあけぼの共同保育所は、園児及び保護者・家庭に関する個人情報の取り扱いについて『個人情報の保護に関する法律』（以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。）及び関連法令等を遵守し、以下の方針に基づいて個人情報の保護に努めます。

1. 基本理念

〇社会福祉法人鶴見あけぼの会、鶴見あけぼの保育園、矢向あけぼの保育園及びあけぼの共同保育所（以下、「当園」という。）では、『個人情報保護法』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱う全ての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ります。

1. 個人情報の利用目的

〇当園では、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、又は日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

〇監督官庁への各種届出、法律に定めるところの必要書類作成、各種募集等、情報主体の利益享受及び権利の行使に必要と認められる場合は、正当な目的に限り使用します。

〇利用目的は

1. 園児募集並びに入園に関する業務
2. 保護者との連絡に関する業務
3. 園児の保育に関する業務
4. 園児の記録管理に関する業務
5. 園児の健康状態把握に関する業務
6. 卒園児の確認に関する業務

　とします。

1. 取得する個人情報の種類

〇当園では、園児を保育するにあたり、児童票・入園前成育歴・児童健康台帳・緊急連絡票等、必要最低限の情報を収集させていただきます。

〇個人情報の提供を依頼する時は、その収集目的、提供拒否の可否を明確にし、適正に使用します。

1. 個人情報の第三者への提供の制限

〇当園では、『個人情報保護法』第23条に規定されている下の各号に該当する場合を除いて、本人（保護者）の同意を得ないで第三者に個人情報（個人データ）を提供することはありません。

（1）法令に基づく場合

（2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人（保護者）の同意を得ることが困難な場合

（3）公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人（保護者）の同意を得ることが困難な場合

（4）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人（保護者）の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

1. 個人情報の管理

〇当園は、利用する個人情報（個人データ）を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩（ろうえい）滅失、又は毀損（きそん）の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

1. 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

〇当園は、保護者がその子ども、その家庭及び自身の個人情報（個人データ）の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分に認識し、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。尚、苦情等についても適正に対応します。

〇但し、開示には開示請求書が必要です。

〇開示には、本人（保護者）確認をさせていただきます。

1. 個人情報非開示の範囲

〇当園の業務の適正な実施に著しい支障を及ばすおそれがある場合は、非開示とします。

1. 個人情報の使用

〇当園等は、当園発行のパンフレット、ホームページ等への個人情報の使用に際しては、掲載されている方の安全に留意するとともに、保護者等の意見を尊重し、個人情報を適切に使用します。

〇使用制限の申し出があった時は、合理的な方法、範囲で対応を行います。

９．個人情報保護体制の継続的改善

〇当園等は、この個人情報保護方針を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつ継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

１０．問い合わせ窓口について

当園における個人情報の取り扱いについてのご意見、ご照会、または苦情等の窓口

　社会福祉法人鶴見あけぼの会事務局長　　電話　045-511-1304

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX 045-511-1660

E-mil [jimu-c@akebono-hoikuen.org](mailto:jimu-c@akebono-hoikuen.org)

（改廃）　この方針の改廃は、理事会の決議による。

（附則）　　この方針は、2019（平成31）年　3月　20日より施行する。